

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
1	笠岡市自治基本条例の必要性をもう少し説明したらどうか。わかりやすく。	全体
2	笠岡市自治基本条例のめざすものの説明：笠岡市自治基本条例とは、まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規です。自治の仕組みや、まちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるものです。笠岡市民憲章や各種都市宣言等とは根本的に異なり、各基本構想や各基本計画等とも位置づけが違います。計画行政の前提となる理念とルールを明示するのが、笠岡市自治基本条例です。	全体
3	笠岡市自治基本条例の位置づけの説明 わかりやすい体系図を入れたらどうか。	全体
4	みんなが輝くまちづくり条例との取扱いは？	全体
5	用語の統一ができていない。	全体
6	かぶりが多い。	全体
7	行政サイドの上意下達を感じる。	全体
8	他市の条例等も参考にしながら、本市の条例案を読めば読むほど、もっともっと手間と時間をかけて、多くの人々の声を聞いて練り直す必要があると感じました。うまく言えませんが、全体的に根本から見直しをした方がよいのではないかでしょうか。それはそれとして、現「素案」について、特に業務に関わりの深い部分について気がついたことをまとめてみました。◎全体・誰の視点で作られているのか。「私たち市民」であるならば、市民にとってわかりやすい用語と言いまわしで条文を記述するほうがよいのではないか。	全体
9	他都市の参考事例として、愛知県日進市自治基本条例（平成19年4月1日施行）が市民本位で大変よいと私は感じています。（インターネットで検索）	全体
10	説明文がないとわかりにくい内容です。本文には無い文でしたら別添で付ければと思います。	全体
11	いいと思うよ。ただし、自治基本条例って必要ですか？	全体
12	自治体の憲法として非常にすばらしい。	全体
13	事務局から出たものを事務局のスケジュールで行うのではなく、市民の考えを反映するまでは判定しないくらいの気概でお願いします。	全体
14	全体的にどこにでも通用するような一般的条例に感じます。笠岡の目指すまち、力を入れるポイントをもっと強く打ち出せれば、読んだ市民が、イメージできるものを望みます。	全体
15	「○は○に対して○でなければならない」と主にあるのですが、「○は□の為に○に対して○でなければならない」と理由が欲しい部分もあります。	全体

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
16	他の町の条例と同じでは？笠岡市として、わざわざ考える必要があるのでしょうか？	全体
17	笠岡市沿岸は、臭いと言う課題が有ります。それが現状です。どうにか解決をしてください。又、現在の笠岡市の課題の種類は？	全体
18	環境についての条例を。	全体
19	当たり前のことが条例に盛り込まれているだけの気がしました。条例を作成しなければ（以下記述なし。）	全体
20	分かりやすいのか分かりにくいのかよく分からない。	全体
21	しっかりと理解するには時間と話し合いをもっとしなければならないし、参加して作っていてもおもしろいと思いました。	全体
22	笠岡らしい条例がないので、あつたら良いと思う。又、環境条例はどこに入ってくるのか？	全体
23	今のままで特に問題なく、住民に伝わると思いますが、言葉の定義がもっと必要かと思います。例えば、『市政』『まちづくり』『自治』など、この条例に頻繁に出てくる割には、意味が通じにくく感じます。あと、『住民に…』という意図・気持ちは理解できますが、あくまで条例ですので、条例らしくあってほしいと思います。住民に対しては、別の手法を用いて、よりわかりやすく、なじみ易い方法を考えれば良いのではないでしょか。	全体
24	現在の条例（案）を今の若い世代が見た時、理解等ができるのか？気になります。	全体
25	もっと笠岡らしいほかの自治体のまねでない条例を考えていきたいと考えさせられました。	全体
26	勉強不足でしたが、笠岡市の方向性が少し見えたような気がします。	全体
27	私達J C内も環境問題について長い間、取組んでおります。環境宣言都市笠岡を自信をもって言える様にもり込んで下さい。	全体
28	いろは歌や、あいうえお順に文字が始まるようにして、覚えやすくわかりやすくできないでしょか？日本国憲法との関連を図示、または説明会が欲しい。日本国憲法の住民投票後変更があればすべて変われる気がする。これを待ってからの方がいいのでは。	全体
29	笠岡市憲章位カンタンな方が。	全体
30	（素案に対する）パブリックコメントの行い方（期間・手法）を良く考えて頂きたい。	全体
31	行政で、自治基本条例で考える上で、行政サイドでの人事の移動はいかがなものでしょか。県でも同じ事をしているようですが、なにかマニュアルがあるのでしょうか？	全体

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
32	笠岡市民誰もがわかりやすい基本条例としてほしいと思います。（大人から子供まで）	全体
33	まちづくりにおける最高規範としての自治基本条例として、書かれてあるような気もします。	全体
34	条例というものはこんなにもカタイものでないといけないのか？分かりやすいのか分かりにくいのかすらよく分からない。	全体
35	条文に地域の特色について追記（特徴を入れて欲しい）	全体
36	説明文は条例にも付くのですか。説明文が無いとわかりにくいです。付かなければ補足として別添資料を付けねばと思います。	全体
37	全体のトーンが何の為の条例か？条例の為の条例になっていて笠岡市の自治の為の推進規範となっていない。これでは町づくり条例とあまり変わらず、もう少し協働の自治の意識を高め、コミュニティの再生を図る様に、この点を明確にした方が良いと思う。	全体
38	「政策決定にあたっては笠岡らしさを念頭に置くこと。」の表現をどこかの条文に入れていただきたい。	前文
39	条文でも、「大和市の厚木基地」のように、内容（地域の特色？）と意味が違うかもしれないが、「笠岡諸島など自然を活かす」「開拓を活かす」など特色を示して欲しい。（住民がわかり易しい）先人から受け継いだ、財産を活かすことになるのでは。誰が？⇒市長、市議会？　開拓地⇒国との連携をはかり、笠岡の為、住民の為となるよう有効に計画的に活用される様に努める⇒市役所内⇒個性豊かな地域社会となるのでは？	前文
40	前文をもう少し具体的に笠岡らしさを出してほしい。すばらしい条例を作ってください。	前文
41	まちづくりは、次の世代をになう子どもに引き継ぐべきことをうたってはどうか。	前文
42	場所等の部分的な単語として入っているがそれがどうミリョク的かというのもう少しあっても良いかなと思いました。	前文
43	述べている主体が段落によって異なっており、文章として安心して読めない。	前文
44	前文について、地方分権、地域主権の流れの中で、笠岡市の特徴を示す（活かす）必要性があると考えます。「誰もが心豊かな生活を送れる、個性豊かで特色のある地域社会…」等、地域の特色について、前文で追記してほしい。	前文
45	他自治体と似かよっている。	前文
46	もう少し具体的にあった方がいいのかな？	前文
47	表現が全体的に限定的な感じがします。	前文

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
48	『笠岡諸島』らしさが盛り込まれていない。瀬戸内市の条例前文の島紹介と大差ないのは非常に寂しい。ここには全国比類の『石の歴史』がある。大阪城の石垣に始まり晴国神社の大島居（日本一）、大燈籠（日本一），そして国の重要文化財にも指定されている日本銀行旧本店，明治生命記念館等々，一世を風靡した『北木石』の面影は今も健在です。是非とも、島の特色の一つとして、少しでも『石』について触れて頂きたいと思います。⇒笠岡駅前の景色を一度ご覧ください。そして採石場にも足を運んでください。圧巻です。	前文
49	もっと特色を出せるのでは。	前文
50	かたい。	前文
51	特に問題ないと思います。	前文
52	もう少しです。	前文
53	もう少しかな。	前文
54	10年後、20年後に読んでおかしいところがないか。	前文
55	ユーモアが欲しい。	前文
56	もう少し未来像を入れてもいいのでは。	前文
57	笠岡諸島についてもっと説明があつては	前文
58	市・市民として環境（問題）についてどう取り組むかを条文で入れたほうがよいのでは。	前文
59	笠岡市は、広島県との県境に位置し、大小30有余の多島美を誇る笠岡諸島、国指定の特別天然記念物カブトガニの生息地、夢と希望の大干拓地を有する県西南部の中核都市です。（岡山県の記述がない。島は30以上あるのか）	前文-1
60	岡山県笠岡市であるのに、ここであえて「広島県との県境に位置し」とする意図が不明。むしろ、（必要があるとすれば）岡山県をアピールすべきでは？	前文-1
61	「広島県との県境に位置し」香川県は？	前文-1
62	「特別天然記念物カブトガニの生息地」まるでカブトガニが特別天然記念物みたい	前文-1
63	国指定特別天然記念物は、カブトガニ繁殖地であり素案の表現ではカブトガニが特別天然記念物というようにとられはしないか。	前文-1
64	「夢と希望のあふれる大干拓」	前文-1
65	道州制が視野に入っているが、「県」は後々不要になるのでは。	前文-1
66	「広島県との県境」・・岡山県西南部より先に書いてあって良いのか。	前文-1

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
67	「県西南部」は「岡山県西南部」とすべき。	前文-1
68	これまでに健康福祉・医療の充実、教育文化の向上、産業の振興などを積極的に推進し、笠岡の特性を生かし住んでよかったと思える魅力的なまちづくりに取り組んできました。（不要では？中途半端な列挙はしない方がよい。）	前文-2
69	前文5行目 「笠岡の特性」 1行目で「笠岡市」について記載している。それを受け、「本市」が良いのではないかでしょうか。また、「笠岡」という表現は、大字の笠岡をイメージする。	前文-2
70	「笠岡の特性を生かし・・・」は「活かして」では	前文-2
71	前文第二パラグラフは市民がのべているのか。	前文-2
72	「21世紀を迎えた今日、先人の築き上げた歴史、培ってきた文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、誰もが心豊かな生活を送れる地域社会を実現していくために、自治の担い手である私たち市民、市議会及び執行機関は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、協力していくかなければなりません。」（もう21世紀になって約10年経過した。すぐ改正の必要がある表現は避けるべきだ。）	前文-3
73	「個性豊かで特色のある」地域社会	前文-3
74	「人権が尊重される社会」の実現を文中に加えて欲しい。	前文-4
75	「目指すべき都市像」：何ですか？明記されないのですか？	前文-5
76	「この条例は、自治の担い手である私たち市民が、議会及び執行機関と協働のまちづくりを推進していくための基本的な事項を定め、誰もが個人として尊重され、自立した地域社会を実現することを目的とする。」（市議会がよい）	1
77	「・・・を定め、」→「・・・を定めることによって」としてはどうか。	1
78	「この条例は、市が定める最高規範であり、すべての条例の最上位に位置し、笠岡市における条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。」（市が定めるという表現が正しいのか。）	2
79	「すべての条例」の最上位とした場合、市民の行動を規制する条例があると思われるが、これらの条例との整合性は取れるのでしょうか。また、条例改正を生じる場合もあると思われますが・・・。	2
80	「条例の最上位」 条例に上下があるのですか？	2

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
81	最高規範性と言いながら条例の為の最高条例をうたっていて規範になっていないので、下記のような文言も追記すべきと思います。：「市及び市民は本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。」	2
82	(2) の市役所または(3) の執行機関に市役所(市職員)が定義されていない。市長と行政推進機関は別の位置付けとして定義づけに必要と思う。現在の定義では市の執行機関の内に含めるのか。	3
83	「市民 市内に居住し、または市内で働き、学び、若しくは活動する個人及び法人、その他の団体をいう。」定義が不明確。市民の権利を定めた条項があるので明確にする方がよいのでは。	3-1
84	「若しくは」はひらがなはどうか	3-1
85	「市民」の定義はあるが、「住民」という語句も使用されていて、市民とどう相違するのか不明です。「住民」の定義も必要では・・・。	3-2
86	「市 住民、市議会、執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。」くどい。笠岡市のことではないか	3-2
87	「住民」・・・わかりにくいのでは？	3-2
88	「住民」は「住民票を有する住民」と書くべき	3-2
89	「選挙管理委員会」「監査委員」「公平委員会」は第4条(1)、第7条第2項及び第3項、第18条第2項、20条第2項を適切に実行できるのか、またそうすべきなのか。	3-3
90	第4条(自治の基本原則)の内容をしっかり見直す必要がある。	4
91	「保有する情報を積極的に公開し」： 第15条に個人情報の保護のことがあるが、どこまで公開するのですか。：笠岡市自治基本条例(最高規範)>笠岡市個人情報保護条例	4-1
92	市民不在、特に第3章市民の役割は十分な議論が必要。	5
93	策定委員の意見の中「住民も市も」： 住民は市に含まれるのではないですか？(市の定義)	5
94	市民の権利に福祉を入れてみては？：第1項・・・快適な環境において「健康であり」安全で安心な・・・②「快適な」の前に「健康で」は必要	5
95	選挙権は有しない点をどうすべきか述べなければならない。	5
96	第3章、第5条で市民は、市政の主権者となっておりますが、定義では、市外からの人も市民となっています。これは選挙権を有さないのに主権を持っているという事が相反するのではないか。	5-1

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
97	「市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。」 市民には団体もある	5-1
98	市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有します。この場合において、市政に参加しないことにより不利益な扱いは受けない。	5-2
99	「権利を有します。」は、「権利を有する。」に改める。	5-2
100	第2項「・・・します。」「・・・ない。」表現はこれでよいのか。	5-2
101	第3項 第8条第2項、第14条、第18条第1項、第2項と内容が重なっている	5-3
102	第5条3項に「知る権利」を謳っているが、この案で制定されれば情報公開条例を改正して知る権利を謳う必要が生じる。	5-3
103	3項の「知る権利を有する」は個人情報保護法などの関連で「公開、または提供をもとめることができる」のように権利を柔らかく表現しておいた方が良いのではと思います。	5-3
104	「法令」何ですか？憲法30条ですか？	5-4
105	・・・、納税等の義務を負うとともに、・・・必要だと思います。	5-4
106	「納税等の義務」・・・もう少しグレーゾーンがほしい。（市民としての義務）	5-4
107	市民の権利を規定する中で、義務を記載しているが、他市の合も同様の文章でしょうか。	5-4
108	「市民」市民は必ず納税の義務は負うもではありません（策定委員の意見では「住民は納税の義務を負い」となっています）	5-4
109	「納税等の義務を負うとともに」は違和感あり。これは、責務の条項へ入れることでは？	5-4
110	第4項 「納税等の義務を負う」・・・市民の義務であってここに書くのは非常に不適切。	5-4
111	市民の権利ということで4項目にわたり権利を謳ってある。その中で4項には「納税等の義務」が謳われているが、削除したほうがよいのではないかと思われる。	5-4
112	第4項 市民が広い定義であるのにこの文は守れるのか。	5-4
113	第6条（市民の責務）第4項として 「市民は、行政サービスその他市政の運営に要する費用について応分の負担をする」ことを規定しては？	6
114	第6条 第2項 いかなる責任であるのかあまりに不明確。	6-2
115	2項の「責任をもたなければならない」ではなく「責任をもつものにする」に変更	6-2

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
116	市民は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、 <u>安全でうるおいのあるまちづくり</u> の推進に努めなければならない。（違和感有り）	6-3
117	3項の「まちづくりの推進に努めなければならない」ではなく「まちづくりに参加するよう努めるものとする」に変更。また「安全でうるおいのある」とは具体的に何がうるおいかよくわからない。	6-3
118	(市民の責務) 第6条、3、安全でうるおいのある？まちづくりの推進	6-3
119	第7条について：現在の笠岡に地域コミュニティが存在しているかのような前提で記述されているが、残念ながら現時点ではコミュニティの存在している地域とかつてのコミュニティが崩壊している地域がある。地域コミュニティが重要なポイントであるならばもう少し積極的に地域コミュニティを創生しし運用活用を助けるような条文が欲しい。現在の状況では自然発生的にコミュニティは形成されない時代のために強制的にでも全地域にコミュニティを存在させなければこの条例も意味を持たない。：①現在の「行政協力委員会」制度を再編し地域コミュニティを形成し運用していく ②施策の決定及び実施に当たっては関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。	7
120	「市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として、自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。（自治の担い手は市民ではないか。第1条。 また、地域コミュニティは市民の定義に含まれるのではないか）	7-1
121	第7条 第1項 自治の「重要な」担い手（「重要な」）を追加しないと限定することになる。	7-1
122	第1項 第三セクターの市役所内一般ＴＶ等を利用してサポートが出来ればとおもいます。	7-1
123	第2項と第3項を統合し「執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、地域コミュニティの活動を支援することができるものとする。」	7-2
124	第2項 「・・・、政策形成等を行うものとする。」・・・わかりにくい。	7-2
125	第2項と第3項とは相反するのでは？	7-2
126	3の「できるもの」：説明では、「しなければなりません」となっています	7-3
127	第4項 「議会は」→「市議会は」	7-4
128	「市議会は、自治の基本原則にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。」： 地方自治か？	8-1
129	「市議会は、市民に対して、開かれた議会運営に努めるとともに、保有する情報を原則として公開しなければならない。」 保有する情報とはどんなものがあるか	8-2

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
130	第8条 第1項 「自治の基本原則」・・ほとんどの市民にはじめいではないので、より具体的な定義を行うべきである。	8-1
131	「のっとり」・・第3条（1）「若しくは」とあわせれば、「則り」ではないか。	8-1
132	「市議会議員は、自治の基本原則にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。」 前条と内容が同じ	9
133	第9条 「自治の基本原則」、「のっとり」・・第8条に同じ	9
134	「市議会は誠実に職務を執行しなければならない。」このことは議会としてあたり前（常識）のことであり自治の基本では無い。自治の基本条例と言う以上「議会は市民自治によるまちづくりを推進する為の市民の意思を把握し政策の形成に反映させるものとする」でなくてはならないと思う。	9
135	1項「執行機関は、まちづくりに関する重要な政策の形成、執行、評価等の過程において、市民からの提案、意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。」2項「執行機関は、市政に関する市民からの質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実に応えるよう努めなければならない。」：使い分けは？	10
136	第10条 第5条第1項の文を生かす内容を。	10
137	第2項「・・速やかに、かつ、誠実に・・」・・具体評価が難しい	10-2
138	市長の職責として「職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする」といった指導および配置の文言が欲しい。	11
139	「市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければならない。」：自治は地方自治か	11-1
140	第11条 第4項 「・・市民にわかりやすく、・・」・・具体的でない	11-4
141	「執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定しなければならない。」 地方自治法に基本構想の規定あり	13
142	第13条 「基本理念」・・基本理念は定めていないので定義するか表現をかえるべきである。	13
143	第14条 当たり障りのない情報は出す（公開）する必要はないと思います。	14
144	「市議会及び執行機関は、個人の権利利益を守るために、その保有する個人に関する情報を保護しなければならない。」 市民は？	15

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
145	「執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもと行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければならない。」： 一手法である行政評価を記述してよいのか。	17
146	「市民の意見、要望、提案等」： この条例では、コミュニティーの重要性を掲げているのに、個人的意見等にも対応するのですか。してもいいですが条文化はどうかなと思います。	18
147	危機管理は緊急時の備え、では緊急時は？	19
148	「緊急時に・・・確保」・・・一定の条件が必要では？これをたてに住宅、土地の撤去、財産の抛出をされる可能性がある。	19
149	緊急時の対応は別ですか。	19
150	第6章の「参加及び協働上の部分で市民が政策の立案等に自主的に参加すると書かれていますが、パブリックコメントについての条文はありませんが、どういった所で自主的に参加するのでしょうか？同じ章で市政に参加しやすい環境作りを行うとのくだりもありますが、これも少し具体的な方法等を示して頂く又は検討して頂けたらと思いました。	20
151	第20条 第1項「・・・する。」文末の表現はこれでよいのか。：第3項「・・・します。」文末の表現はこれでよいのか。	20
152	「執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい <u>多様な工夫</u> と環境づくりを行わなければならない。」 くどい	20-2
153	第3項に、「男女共同参画のもとに」とうたわれているが、「男女共同参画」は、単なる「参加」ではない。人権の尊重や協働の原則と同様に、自治の基本原則に位置づけるべきものと考える	20-3
154	市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを進めよう努めなければならない。	21-1
155	「市民及び市」：市は市民を含むのではないですか？	21-1
156	「協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない」ではどのように参加するのか弱いので「コミュニティを通じて協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない」とした方がよいと思う。	21-1
157	市議会及び執行機関は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。	21-2
158	第22条 学校以外の福祉等についてもほしい。環境	22
159	「地域」・・用語の定義がない。市民もしくは地域コミュニティとすべきではないのか。	22

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
160	<p>「学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする」と規定しているが、なぜ学校なのか疑問に思われる。「学校」は、学校教育法に規定されているとおり青少年の義務教育を行う場所であって、地域コミュニティ施策を実施する場所ではない。また、昨今、「家庭・地域の教育力低下」、「いじめ」、「不登校」、「学力の低下」などから、教育の向上を求める声が大きく、国においても教育再生会議、中教審などで、教育改革の議論され、教育3法の改正が行われようとしている。教育現場が大変な中で、子供の教育外活動である地域コミュニティづくりの核と位置づけることは、反対です。また、教育行政における地域コミュニティづくりへの施策は、従来から社会教育行政サイドにおいて取り組まれており、公民館が核となってその役割を担っていることは周知のことです。従って、核として位置づけるのであれば「公民館」であると考えます。</p>	22-2
161	<p>修正要望事項：第22条（学校と地域との連携協力）第2項 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。修正意見：地域コミュニティについては、本条例第7条に、「行政だけで解決できない課題を、地域の市民同士の自主的、主体的な活動や市との協働を通じて取り組む役割を担う。」と規定されている。市民が自主的・主体的に社会参加するコミュニティ活動は、小学校区単位に設置している地区公民館やコミュニティハウス等が、それぞれの地域の活動拠点として位置づけられ、重要な役割を担っており、地区公民館等においては、地域の活性化と住みよい地域社会づくりを目指して、地域住民が自主的・主体的に参加して様々な活動が展開されている。また、公民館では、近年の市民の学習ニーズにも対応するため、各種講座の開設や生涯学習活動等への取り組みも活発に行われるなど、地域コミュニティの中心的役割を果たしている。  ※ これらの現状から、地域コミュニティづくりの推進にあたっては、学校を活動の場とすることはあるものの、公民館等を中心として行われており、その核は公民館等が適当であると考える。</p>	22-2
162	<p>「学校を核としたコミュニティー」：地域コミュニティーとの違いはなんですか？地域コミュニティーを大きくしたものですか？地域コミュニティーと別記する理由はなんですか？</p>	22-2
163	<p>「毎年度」という文言の追加が必要と思う。</p>	24
164	<p>「公表し、わかりやすく説明しなければならない」は「わかりやすく公表しなければならない」としたほうが良いと思う。原文のままだと市長は常に公表だけでなく説明する事が必要になってしまふ。</p>	24
165	<p>住民投票は、住民からも発議出来た方が良いのでは。</p>	27
166	<p>第27条 市民が住民投票を求める事が出来た方が良いのでは。</p>	27

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
167	投票の資格要件等の詳細事項は別の条例で定めるとすると第27条6項の「住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより・・・」のように記述されると投票権はもともと20歳以上の住民票保有者のような印象を受ける。投票の資格要件を別に定めることはそれとして、ここでも、選挙権を持つ人の定義として「市民投票の投票権を有する者は市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む）」とするような規定を設けて資格要件の大枠を定義して置く。場合によっては高校生以上とか柔軟に対応できるような定義の方が良いかも知れない。また、市内への通勤者や通学者も含める方が良い場合がある。住民投票は国政の選挙とは違って直接身近な問題に対応することになるので20歳以上というよりもこれから先、未来の市を支えて行く若者達の意見も尊重すべきだと思うのでここに定義しておけばこの条例の意思がより明確になる。	27
168	「市長は、」住民投票を実施できるのは市長のみであり、かつ実施しなければならない場合はないこととなってい る。これでは実施はおぼつかない。	27-1
169	どこまで尊重できるのか？	27-2
170	「尊重」反故に出来る条件を明示すべきである。	27-2
171	事案ごとに条例をつくるのですか？その条例ごとに採否基準を決めるのですか（例えば、有効投票の過半数とか3分の2以上とか）	27-3
172	議会はこれを否決することを持って住民投票を回避できる。これでは実施はおぼつかない。	27-3
173	第4項 第1項と基本的に同じ内容である。	27-4
174	「議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより、住民投票を発議することができる。」	27-5
175	第5項「議員定数の12分の1以上の議員」及び第6項「その総数の50分の1以上の者」・・簡単すぎないか。 発議が多くなりすぎ、実数/発議が問われるのでは？	27-5
176	第6項「住民」 言葉の定義がない。市民とすべきではないか。	27-6
177	「住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。」	27-6
178	第6項 「選挙権を有する者」選挙権の年齢が異なる選挙権が生じた場合、どうするのか。また、本条例の定める市民よりもかなりせまい人となるが、問題ではないのか。	27-6
179	「対等」：いくら市が対等といっても国や県がそう思っていないのでは・・・	28
180	第28条 確かに、地域主権は必要だと思います。この条例を創るに当たり地域住民（市民）としての誇りが持て、地域のことは地域で決め行動できる（スムーズに）ことが一番のメリットではないでしょうか？	28

番号	笠岡市自治基本条例(素案)(平成19年3月)に対してパブリックコメントで寄せられた意見	条項
181	「他の地方公共団体及び関係機関と協働で」の「協働」は、間違いであると考えます。地方自治法第252条の7「機関の共同設置」の規定で使用されている「共同」を使用すべきだと考えます。また、「協働」とは第3条での定義されているが、一般に、市民と行政が共に協力して課題解決を図る取り組みやその行動に使用されていることから、この条項における意味とは違うように考えます。	29
182	「協働」：協力？	29
183	魅力的なまちづくり（前文）、安全で安心な生活（第5条1項）、安全でうるおいのあるまちづくり（第6条3項）表現が様々ある。条例の見直しは市長の判断のみでしょうか？	30
184	「議会」：市議会？	30
185	第30条 市長の考え方だけで単独にてできるのか？執行機関は？	30
186	市長のみではない方がよいのではないか。	30
187	「必要に応じて検証し、見直しが適当である・・・」は見直しに曖昧さが残る。ここは、はっきりと「施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない、この場合において市民はこの条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる」と明確に定義すべきと考えます。	30
188	この条例の施行に関し必要な事項は、議会及び執行機関が別に定めるものとする。:市議会	31